

○鹿児島大学共同研究講座及び共同研究部門に関する規則

令和元年7月18日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島大学学則(平成16年規則第86号)第70条の2第2項の規定に基づき、鹿児島大学(以下「本学」という。)における共同研究講座及び共同研究部門(以下「共同研究講座等」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 共同研究講座等は、共通の課題について本学と共同して研究を実施しようとする民間等外部の機関(以下「学外機関等」という。)から受け入れる経費等を活用して設置運営し、当該研究の進展及び充実に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同研究講座 講座において行われる教育研究のうち研究に相当するものを学外機関等と共同して実施するもので、学外機関等から受け入れた共同研究経費により、人件費、研究費、旅費及びその他運営に必要な経費を賄うものをいう。
- (2) 共同研究部門 研究部門において行われる研究に相当するものを学外機関等と共同して実施するもので、学外機関等から受け入れた共同研究経費により、人件費、研究費、旅費及びその他必要な経費を賄うものをいう。
- (3) 共同研究講座等教員 共同研究講座等に専任として勤務し、共同研究に従事する特任教授、特任准教授、特任講師又は特任助教をいう。
- (4) 部局 各学部、各研究科、附属病院、機構又は機構の各センター、ヒトレトロウイルス学共同研究センター及び各学内共同教育研究施設をいう。
- (5) 部局長 前号に規定する部局の長をいう。

(名称)

第4条 共同研究講座等には、当該共同研究講座等における研究の内容を示す名称を付する。

2 共同研究講座等の名称は、学外機関等から申出があった場合は、学外機関等の名称が明らかとなるような字句を付することができる。

(設置の申請)

第5条 部局長は、学外機関等から共同研究講座等の設置の申込があった場合において、当該共同研究講座等の設置が、本学における教育研究の進展及び充実に資すると認めたときは、当該部局の教授会又はそれに代わる機関の議を経て、学長にその設置を申請する。

2 前項の申請は、次に掲げる書類又はこれに代わる書類を添えて行う。

- (1) 共同研究講座等設置(新規・変更)申込書(別記様式第1号)
- (2) 共同研究講座等教員就任予定者の履歴書(別記様式第2号)

(3) 就任承諾書(別記様式第3号)

(4) 共同研究講座等研究実績報告書(別記様式第4号)

(設置の決定)

第6条 学長は、前条の申請内容が、本学の教育研究の進展及び充実に寄与すると認めるときは、当該共同研究講座等の設置を決定するものとする。

(設置の通知及び報告)

第7条 学長は、共同研究講座等の設置を決定したときは、その旨を速やかに当該部局長及び契約担当役に通知するとともに、教育研究評議会、経営協議会及び役員会に報告する。

(契約の締結)

第8条 契約担当役は、前条の通知を受けたときは、速やかに当該学外機関等と、共同研究講座等設置契約書により契約を締結するものとする。

(設置期間)

第9条 共同研究講座等の設置期間は、原則として2年以上5年以下とする。

2 共同研究講座等の設置期間は、更新することができる。この場合の手続は、設置の例による。

(共同研究講座等の構成)

第10条 共同研究講座等には、少なくとも教授相当者又は准教授若しくは講師相当者1名及び准教授若しくは講師相当者又は助教相当者1名の教員を置くこととする。ただし、学長が共同研究講座等の運営上特に支障がないと認められた場合は、教員1名を置くことができる。

2 共同研究員講座等教員の選考は、鹿児島大学の教員の資格に関する規則(平成16年規則第70号)に準じて行う。

3 共同研究講座等には、国立大学法人鹿児島大学共同研究取扱規則(平成19年規則第75号。以下「共同研究取扱規則」という。)第2条第5号に規定する学外共同研究員を受け入れることができる。

4 共同研究講座等の協力教員として、本学教員を参画させることができる。

(共同研究講座等教員の職務)

第11条 共同研究講座等教員は、当該共同研究講座等における教育研究に従事するほか、部局長が必要と認められた場合は、当該共同研究講座等における教育研究の遂行に支障のない範囲で、その他の授業又は研究指導を担当することができる。

(研究経費の受入)

第12条 学外機関等から受け入れる共同研究講座等の経費は、その設置期間に係る総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受け入れることが確実であるときは、年度ごとに必要な経費を分割して受け入れることができる。

2 前項の経費は、共同研究講座等の運営及び研究の実施等に必要の人件費、謝金、旅費、施設使用料、消耗品費及び光熱水料等の直接的な経費(以下「直接経費」という。)及び共同研究講座等に関連して直接経費以外に必要となる間接的な経費(以下「間接経費(研究管

理経費)という。」の合算額とする。

3 前項の間接経費(研究管理経費)は、直接経費の30%に相当する額とする。

(研究実績報告)

第13条 共同研究講座等教員は、当該年度の研究実績状況を取りまとめ、共同研究講座等研究実績報告書(別記様式第4号。以下「実績報告書」という。)を翌年度4月末日までに部局長に提出するものとする。ただし、共同研究講座等の設置期間が終了する年度においては、当該設置期間が終了した日から1月以内に提出するものとする。

2 部局長は、前項の実績報告書の提出を受けた場合は、学長に報告するものとする。

(設置後の変更)

第14条 共同研究講座等が設置された後において、その内容等を変更する場合の手続は、設置の例による。

2 前項の規定にかかわらず、軽微な変更を行う場合の手続については、別に定める。

(共同研究の取扱い)

第15条 この規則に定めるもののほか、共同研究講座等で実施する共同研究の取扱いについては、共同研究取扱規則の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、共同研究取扱規則第10条に規定する学外共同研究員の研究料は、学外機関等との協議により免除することができる。

(雑則)

第16条 特別の事情によりこの規則に定めるところによることができない場合又は本規則によることが著しく不相当であると本学及び学外機関等が認める場合は、本学及び学外機関等との合意に基づき別段の取扱いをすることができる。

2 この規則に定めるもののほか、共同研究講座等の運営に関し必要な事項は、各部局長が定め、学長に報告するものとする。

附 則

この規則は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月30日から施行し、令和元年9月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年9月22日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年3月17日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 共同研究講座等設置（新規・変更）申込書

年 月 日

鹿児島大学（部局）長 殿

学外機関等  
住 所  
名 称  
代表者名

下記のとおり、共同研究講座等の設置（新規・変更）を申し込みます。

## 記

共同研究講座等の名称		
研究課題		
設置目的及び研究内容		
研究実施場所		
設置期間	年 月 日 から 年 月 日	
鹿児島大学における共同研究担当者 ※1 (所属・職・氏名)		
学外機関等における共同研究担当者 ※1 (所属・職・氏名)		
研究経費	①直接経費	円
	②間接経費（研究管理経費）※2	円
	③研究料※3	円
	合計（①+②+③）	円 (消費税額及び地方消費税額を含む)
学外機関等連絡担当者	氏 名： 所 属： 連絡先（電話・電子メール）：	
研究経費の納入時期等 ※4	年度	円
	年度	円
	年度	円

共同研究講座等の概要について別添により提出願います。

変更の場合は、変更箇所を朱書き及び下線で記載してください。

※1 研究代表者には※印を、学外共同研究員には◎印を氏名の前に付してください。

※2 間接経費（研究管理経費）として、直接経費（直接研究に必要な経費）の30%を計上してください。間接経費（研究管理経費）は、鹿児島大学の研究環境の改善、産学官連携の機能向上や管理運営等の目的に充てることとします。

※3 学外共同研究員を一定期間派遣する場合は、受入に当たり研究料（月割りなし）として1人当たり6ヶ月以内が220,000円（税込）、6ヶ月を超えて1年以内が440,000円（税込）の金額を入れてください。

※4 研究経費を年度ごとに分割して納入する場合は、年度ごとの経費の負担額を明示してください。

※5 設置期間の変更の場合は、併せて共同研究講座等研究実績報告書（別記様式第4号）をご提出ください。

別記様式第1号（第5条関係）別添

共同研究講座等の概要

- 1 部局名
- 2 共同研究講座等の名称
- 3 学外機関等名
- 4 学外機関等の概要（資本金、事業内容等）
- 5 納入金額及び時期

単位：円

区分	直接経費	間接経費	研究料	合計
年度				
年度				
年度				
年度				
計				

- 6 直接経費の内訳

単位：円

	人件費	研究費					その他	計
		備品費	消耗品費	施設使用料	光熱水費	旅費		
年度								
年度								
年度								
年度								
年度								
計								

※研究費の項目名称は支出予定の名称に適宜変更して記載してください。

- 7 共同研究講座等の設置期間  
年 月 日～ 年 月 日
- 8 共同研究講座等の設置場所  
※具体的な部屋名や研究室の名称を記載してください。
- 9 担当予定教員名及び職名（兼務教員を含む）  
※客員教員等は必要に応じて記載してください。
- 10 学外機関等の担当の共同研究者の所属・職名・氏名
- 11 共同研究講座等の構成、設置の必要性及び実施計画等
- 12 その他  
※上記以外の特記事項を記載してください。  
※変更の場合は、変更内容及びその必要性を含めて補足説明を記載してください。  
※設置期間変更の場合は、別に定める実績報告書を作成の上、提出してください。  
その他の内容変更の場合においても、内容等により別に定める実績報告書の提出を求める場合があります。

別記様式第2号（第5条関係）

共同研究講座等教員就任予定者の履歴書

年 月 日 現在

ふりがな 氏名		男・女	現住所	
生年月日(年齢)	年 月 日生(歳)			
学 歴				
年 月	事 項			
職 歴				
年 月	事 項			
学会及び社会における活動等				
年 月	事 項			
賞 罰				
年 月	事 項			

(注)

- 1 「学歴」の欄には、大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上と認められる学校卒業以上の学歴を有する者は、これらの学歴の全てについて記入し、その他の者は、最終学歴について記入すること。なお、学位、称号等についても同欄に記入すること。
- 2 「職歴」の欄には、職歴の全てについて記入し、職名、地位等についても明記すること。
- 3 「学会及び社会における活動等」の欄には、本人の専攻、研究分野等に関連した事項についてのみ記入すること。

別記様式第3号（第5条関係）

就 任 承 諾 書

年 月 日

鹿児島大学長 殿

氏名

私は、鹿児島大学〇〇〇〇〇〇共同研究講座担当の教員として 年 月 日から就任することを承諾します。

(注) 共同研究部門については、これに準じて作成すること。

別記様式第4号（第5条関係）

## 共同研究講座等研究実績報告書

共同研究講座等教員（専任教員）

職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

### 1. 共同研究講座等の名称

### 2. 対象期間

年 月 日 から 年 月 日

※対象となる期間を記載すること

### 3. 研究実施の計画

※当該年度の計画について簡明に記載すること

※研究が終了又は設置期間を更新するものについては、設置期間全体における計画を記載すること

### 4. 研究の実施状況

※研究の実施状況について、簡明に記載すること

※研究が終了又は設置期間を更新するものについては、設置期間全体における実施状況を記載すること

### 5. 研究成果の概要

※研究成果の概要を簡明に記載すること

※研究が終了又は設置期間を更新するものについては、設置期間全体における成果の概要を記載すること

### 6. 今後の方針等

※研究の進め方や得られた成果の取扱い等について記載すること

- ▶必要に応じて、参考となる資料等を添付すること
- ▶当該年度の翌年度4月末日までに提出すること（設置期間の最終年度においては、期間終了後1月以内に提出すること）  
設置日（期間更新日）から年度末までの期間が1年未満の場合は、翌年度分と合わせて作成し提出すること
- ▶設置期間の変更（更新）を申請する場合は、本実績報告書を申請書類に添付すること

別記様式第1号(第5条関係)

別記様式第2号(第5条関係)

別記様式第3号(第5条関係)

別記様式第4号(第5条関係)